

令和8年2月3日
財務部経理課

議会の委任による専決処分の報告
(世田谷区立瀬田小学校改築工事)

- 1 契約件名 世田谷区立瀬田小学校改築工事
- 2 相手方 東京都世田谷区奥沢四丁目4番4号
白井・東光・高野建設共同企業体
代表者 東京都世田谷区奥沢四丁目4番4号白井ビル
白井建設株式会社
代表者 白井栄一
構成員 東京都世田谷区経堂五丁目23番15号
東光建設株式会社
代表者 草深和重
構成員 東京都世田谷区松原五丁目41番7号
高野建設株式会社
代表者 高野年弘
- 3 契約金額 議決金額 3,616,800,000円
既定金額 3,957,778,000円
変更金額 4,043,193,000円
- 4 工期 令和8年2月27日
- 5 変更理由 ①工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため。
②工事着手後、既存建物床下を調査したところ土間下の土が沈下していることが判明した。それに伴い、埋め戻しを行う必要が生じたため。
③工事着手後、撤去対象範囲においてアスベスト含有調査を行ったところアスベストが検出され、撤去する必要が生じたため。
- 6 専決処分日 令和7年12月26日